



明石ケーブルテレビ

契約約款・規約



お申込みの際に必ずお読みください。

Ver.20200801

目次

第1章 総則	4
第1条(約款の適用)	4
第2条(約款の変更)	4
第3条(用語の定義)	4
第4条(加入契約の単位)	5
第5条(加入契約の成立)	5
第6条(契約締結後書面の交付等)	5
第7条(初期契約解除等)	5
第8条(最低利用期間)	5
第9条(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)	6
第10条(解約)	6
第11条(契約者による手続きが困難な場合の解約等)	6
第12条(当社が行う加入契約の解除)	6
第13条(本サービス種類の変更)	6
第14条(本サービスの利用の休止)	6
第15条(契約者の氏名等の変更)	6
第16条(申込所要事項の変更)	6
第17条(契約者の地位の承継)	6
第18条(譲渡の禁止)	7
第19条(当社が有する債権の譲渡)	7
第20条(付加機能の提供等)	7
第21条(利用停止)	7
第22条(利用中止)	7
第23条(利用の制限)	7
第24条(本サービスの料金等)	8
第25条(手続き等に関する料金の支払義務)	8
第26条(工事に関する料金の支払義務)	8
第27条(利用料等の支払義務)	8
第28条(端数処理)	8
第29条(割増金)	8
第30条(延滞処理)	8
第31条(施設の設置および費用負担)	8
第32条(端末接続装置の貸与)	9
第33条(設置場所の無償使用等)	9
第34条(設置場所の変更)	9
第35条(維持管理責任の範囲)	9

第 36 条(施設の故障等に伴う費用負担).....	9
第 37 条(承諾の限界).....	9
第 38 条(利用に係る契約者の義務).....	9
第 39 条(契約者に係る情報の取扱い).....	9
第 40 条(反社会的勢力の排除).....	10
第 41 条(技術的事項及び技術資料の閲覧).....	10
第 42 条(本約款の効力).....	10
第 43 条(営業区域).....	10
第 44 条(閲覧).....	10
第 45 条(合意管轄).....	10
第 46 条(準拠法).....	10
第 47 条(言語).....	10
第 48 条(統計情報の取扱い).....	10
第 49 条(通知).....	11
第 50 条(契約の有効期間).....	11
第 2 章 通信サービス.....	11
第 51 条(通信サービスの種類等).....	11
第 52 条(通信サービス利用料の支払義務).....	11
第 53 条(通信サービス利用料の支払義務の免除).....	11
第 54 条(契約者回線の終端).....	11
第 55 条(回線相互接続の請求).....	11
第 56 条(回線相互接続の変更・廃止).....	11
第 57 条(通信サービスの利用停止).....	11
第 58 条(通信サービスの利用の一時中断).....	12
第 59 条(ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等).....	12
第 60 条(児童ポルノ画像のブロック).....	12
第 61 条(青少年にとって有害な情報の取扱いについて).....	12
第 62 条(連絡受付体制の整備について).....	12
第 63 条(当社の維持責任).....	12
第 64 条(契約者の維持責任).....	12
第 65 条(設備の修理または復旧).....	12
第 66 条(契約者の切分け責任).....	13
第 67 条(免責).....	13
第 68 条(禁止事項).....	14
第 69 条(通信サービス利用に係る契約者の義務).....	14
第 70 条(契約者の関係者による利用).....	14
第 71 条(情報等の削除等).....	14
第 72 条(検査).....	15

第 73 条(注意喚起)	15
第 74 条(I Dおよびパスワードの管理責任).....	15
第 75 条(通信の秘密).....	15
第 76 条(著作権および知的財産権)	15
第 3 章 放送サービス	15
第 77 条(放送サービスの種類等).....	15
第 78 条(放送サービス利用料の支払義務)	16
第 79 条(放送サービス利用料の支払義務の免除)	16
第 80 条(複数の端末接続装置の使用).....	16
第 81 条(放送サービスの情報提供)	16
第 82 条(放送サービスの一時中断、放送内容の変更)	17
第 83 条(B-CAS カードの取扱い).....	17
第 84 条(C-CAS カードの貸与)	17
第 85 条(C-CAS カードの紛失等)	17
第 86 条(C-CAS カードの再発行).....	17
第 87 条(C-CAS カードの返却)	17
第 88 条(放送サービス利用に関する禁止事項).....	17
第 89 条(免責事項)	17
【ケーブルプラス電話サービス利用規約】	18
【料金表】	21

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社明石ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める明石ケーブルテレビ約款（以下「約款」といいます。）により、放送サービス、通信サービス、ケーブルプラス電話サービス（以下3サービスを総じて「本サービス」といいます。）を提供し、本約款はそれぞれのサービス提供ごとに適用します。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

- 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 約款等変更する場合、当社は契約者に対して、第49条(通知)に定める方法により通知します。

第3条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)加入契約	当社から放送サービス、通信サービス、またはケーブルプラス電話サービスの提供を受けるための契約
(2)加入申込者	当社に加入契約の申込みをする者
(3)契約者	当社と加入契約を締結している者
(4)あかし光	当社が行う光ファイバーケーブルを用いたサービス
(5)放送サービス	当社が行うあかし光、または同軸ケーブルを用いた放送サービス
(6)通信サービス	当社が行うあかし光、または同軸ケーブルを用いたインターネット接続サービス
(7)ケーブルプラス電話サービス	KDDI 株式会社が行うケーブルプラス電話の提供を受けるために必要となる端末接続装置の貸出サービス、および工事サービス
(8)電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(9)電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
(10)電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
(11)電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
(12)契約者回線	当社との加入契約に基づいて設置される電気通信回線
(13)端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
(14)本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
(15)当社施設	本施設のうち当社センターから V-ONU の出力端子、または保安器の出力端子までの施設 あかし光による通信サービス、ケーブルプラス電話サービスの提供を行う場合は当社センターから D-ONU の出力端子までの施設
(16)光クロージャー	当社施設の伝送路設備上に設置し、契約者回線（あかし光を用いたものに限り、）を接続するための分配接続装置
(17)タップオフ	当社施設の伝送路設備上に設置し、同軸ケーブルを用いて行うサービスの契約者回線を接続するための分配接続装置
(18)引込み線	タップオフから保安器までの同軸ケーブル、および光クロージャーから V-ONU または D-ONU までの間を接続する光ファイバーケーブル
(19)引込端子	タップオフおよび光クロージャーの端子で引込み線を接続するもの
(20)契約者施設	本施設のうち当社施設を除く施設
(21)V-ONU	光通信ネットワークの終端に設置され、光信号と電気信号の変換と、光信号の多重・分離をするもの
(22)保安器	雷等から宅内機器を保護するための装置であり、同軸ケーブルから宅内配線の分岐点となるもの
(23)STB	当社が放送サービス契約者に貸与する端末接続装置（録画機能付端末接続装置を含みます。）およびその他付属品
(24) B-CAS カード	地上デジタル、BS デジタル放送用 IC カード
(25)C-CAS カード	CS デジタル放送等のための IC カード
(26) D-ONU	当社があかし光による通信サービス契約者、またはケーブルプラス電話サービス契約者に貸与する端末接続装置 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
(27) ケーブルモデム	当社が同軸ケーブルを用いて行う通信サービス契約者に貸与する端末接続装置 端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
(28)ホームゲートウェイ	当社がケーブルプラス電話サービス契約者に貸与する端末接続装置
(29) EMTA	当社が同軸ケーブルを用いて行うケーブルプラス電話サービス契約者に貸与する端末接続装置
(30)自営端末設備	契約者が設置する端末設備
(31)自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備で端末設備以外のもの

(32)相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
(33)世帯	実際に同一の住居(一般に同一と区別される範囲を含みます。)で起居し、生計を同じくする家族その他の集団
(34)集合住宅契約	集合住宅(共同住宅等のように一つの建物の中に複数の世帯が同居している住宅の形態(アパートやマンション等)と当社が判断するものをいいます。)に属する世帯に対して当社が放送サービスを提供するために、当社が当該集合住宅に必要な設備を設置することを内容とする基本契約
(35)技術基準等	事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の条件及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
(36)消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条(加入契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに、かつ、本サービスの区別(放送サービス、通信サービス、ケーブルプラス電話サービスの区別をいいます。)ごとに1つの加入契約を締結します。この場合、契約者は1の加入契約につき1人に限ります。

第5条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予め本約款を承認し当社の指定する加入申込書等により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

- 前項の場合において、当社が加入申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。
- 当社は、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。
 - 本サービス提供が施設設置の上で、技術的な理由等により困難な場合
 - 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
 - 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽または不備(書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合
 - 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
 - 料金等の支払方法について、当社が定める方法に従っていない場合
 - 加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - その他、当社の業務に著しい支障がある場合
 - 本約款および別に定める規定等に特段の定めがある場合
 - 本条第4項の書類の提示に応じない場合
 - 第40条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - 加入申込者が、過去に第21条(利用停止)による停止若しくは解除の措置を受け、または第40条(反社会的勢力の排除)第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当することを理由に解除の措置を受けた場合
- 当社が必要と認めるときは、加入申込者が本人であること、またはその年齢を証明する書類(運転免許証、健康保険証等)の提示を求める場合があります。

第6条(契約締結後書面の交付等)

当社は、本サービスの工事が完了した日または契約者が本サービスの種類の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日(以下「契約成立日」といいます。)とします。

- 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下「契約締結後書面」といいます。)を紙面により加入申込者に交付します。

第7条(初期契約解除等)

加入申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき文書により契約の解除を行なうことができます。

- 前項の規定による契約の解除は、前項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 本条第1項の規定に基づき契約の解除を行なう場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等の着工、または完了済みの工事、撤去に要する工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。
- 前3項の規定の他、加入申込者は契約成立日前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が契約成立日前に当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

第8条(最低利用期間)

当社の本サービスには、24ヶ月間の最低利用期間があります。

- 課金開始日(本サービス提供開始の翌月)より起算し、24ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表の定めにより違約金を支払っていただきます。ただし、休止期間は利用期間に含まれません。
- 当社は、第21条(利用停止)第3項および第4項の規定により、当社が加入契約を解除する場合には、前項の適用はいたしません。
- 契約者が第13条(本サービス種類の変更)に定めるところにより本サービス種類の変更を行った場合において、変更前の本サービスの契約期間と変更後の本サービスの契約期間を合算し、24ヶ月の期間を満たさないときは、当社が定める期日までに、料金表の定めにより違約金を支払っていただきます。
- 契約者が、解約もしくは加入契約の解除の後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第9条(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

契約者は、当社が実施する工事費割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとします。

第10条(解約)

契約者は加入契約を解約しようとする場合、文書により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 契約者は解約の場合、第27条(利用料等の支払義務)の規定による利用料を含む全ての料金(解約月の月額利用料も含まれます。)を当該解約の日の属する月までに清算するものとします。
- 3 解約の場合、加入事務手数料の払い戻しはいたしません。
- 4 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。この場合において、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 5 契約者は本条に定める解約、または第21条(利用停止)に定める解除の場合、直ちに第32条(端末接続装置の貸与)による端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。

第11条(契約者による手続きが困難な場合の解約等)

契約者が加入契約の解約または変更を希望されているにもかかわらず、契約者による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨を申し出ることができるものとします。

- 2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は加入契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の解約を認める場合は、前条(解約)の規定に準じて取り扱います。
- 3 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は加入契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき加入契約の変更を認める場合は、第13条(本サービス種類の変更)の規定に準じて取り扱います。

第12条(当社が行う加入契約の解除)

当社は、次の場合にはその加入契約を解除することがあります。また、解除の場合は第10条(解約)の規定に準じて取り扱います。

- (1)第21条(利用停止)第1項の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2)第21条(利用停止)第1項の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき。
- 2 当社は、前項の規定によりその契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、契約者に当該通知を行うことができない場合、その他契約者に当該通知を行わないことについて正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- 3 契約者が第40条(反社会的勢力の排除)に違反した場合、または違反するおそれがあると当社が認めた場合、当社は通知または催告等何らの手続きを要しないで加入契約を解除することができます。
- 4 当社は、本条第1項の規定によりその加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第13条(本サービス種類の変更)

契約者は、当社が提供する本サービス種類の変更を申し込むことができます。

- 2 本サービス種類の変更の場合には、第5条(加入契約の成立)の規定に準じて取扱います。
- 3 変更の申込みを当社が承諾した場合、契約者は別に定めるサービス変更手数料を支払っていただきます。
- 4 変更の申込みを当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は別に定める工事費を支払っていただきます。
- 5 当社は、契約者が第5条(加入契約の成立)第3項各号のいずれかに該当する場合、変更を承諾しないことがあります。
- 6 本サービス種類の変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。

第14条(本サービスの利用の休止)

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の休止(端末接続装置、契約者回線及びメールアドレス等の設定を他に転用することなく利用できないようにすることをいいます。)を行います。この場合、休止は申し出のあった翌月の初日、再開は契約者が指定する月(再開の申出があった日の属する月の翌月以降に限るものとします。)の初日に行うものとし、その期間について支払いを要する料金は、料金表に定めるところによります。

- 2 前項の利用休止期間は、1ヶ月単位を基本とし、最長12ヶ月とします。
- 3 契約者は、利用の休止を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとします。また、その期間を変更する場合も同様とします。
- 4 ケーブルプラス電話サービスの休止はできません。

第15条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて速やかに届け出ていただきます。

第16条(申込所要事項の変更)

契約者は、申込み時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社の指定する方法によって当社に申し出るものとします。

第17条(契約者の地位の承継)

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを

証明する書類を添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社はその相続人のうちの1人を代表者として扱います。
- 4 本条第1項及び本条第2項の届出をし、契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料を支払いいただきます。

第18条(譲渡の禁止)

契約者が加入契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社が特に認める場合を除きます。

第19条(当社が有する債権の譲渡)

契約者は、当社が第三者に当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第20条(付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表および別に定める規約の規定により付加機能を提供します。

第21条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、契約者に催告した上で本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1)第5条(加入契約の成立)第3項各号のいずれかに該当する場合
 - (2)利用料または各種料金の支払いを遅延した、または支払いを怠るおそれがある場合
 - (3)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
 - (4)本サービスの利用料金の決済に用いる預金口座の利用が解約、その他の理由により認められなくなったとき。
 - (5)第38条(利用に係る契約者の義務)、第68条(禁止事項)、第69条(通信サービス利用に係る契約者の義務)、第70条(契約者の関係者による利用)、第88条(放送サービス利用に関する禁止事項)、第99条(本電話サービス利用に係る契約者の義務)の規定のいずれかに違反し、または第71条(情報等の削除等)第1項第3号による要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (6)この約款に違反した恐れのある契約者を調査するために必要であるとき。
 - (7)前各号のほか、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社施設のいずれかに著しい支障を与えたとき、または与えるおそれのある行為を行ったとき。
 - (8)この約款および料金表の規定に反する行為を行った場合、または反するおそれがあると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由等を当社の定める方法により契約者へ通知します。ただし、契約者に当該通知を行うことができない場合、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、その他契約者に当該通知を行わないことについて正当な理由がある場合は、催告をしないで本サービスの提供を停止することがあります。
 - 3 契約者が第40条(反社会的勢力の排除)に違反した場合、または違反するおそれがあると当社が認めた場合、当社は通知または催告等何らの手続きを要しないで本サービスの提供を停止することができます。
 - 4 当社は、当社または契約者の責めに帰することができない事由により、本サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
 - 5 集合住宅等により本サービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

第22条(利用中止)

当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2)第23条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。
 - (3)機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセスまたは機器等のコンピュータウイルス感染によりサービスを提供できない場合
 - (4)火災、停電または天災事変等の非常事態により本サービスの運営が不能となった場合
 - (5)法令または官公庁の命令等による措置に基づき本サービスの提供ができない場合
 - (6)その他本サービスの適正な運用上、当社が本サービスの一時的な中止または中断が必要であると判断した場合
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがある場合、当社はその料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
 - 3 前2項の規定により本サービスの利用を中止する場合、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第23条(利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるとき(災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信をいいます。)、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しく輻輳した場合、通信が相手先に着信しないことがあります。

- 3 契約者が、当社施設に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 4 当社は、契約者が、当社が行なう本サービスの提供に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれを生じさせた場合には、当社所定の電気通信(帯域を継続的かつ大幅に占有する通信手順を用いるものをいいます。)を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御することにより、本サービスを制限することがあります。

第 24 条(本サービスの料金等)

当社が提供する本サービスの料金は、加入事務手数料(ケーブルプラス電話サービスを契約する場合はケーブルプラス電話事務手数料を含みます。)、利用料(オプションサービス等の料金を含みます。)、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

- 2 本サービスの料金には消費税相当額が加算されます。
- 3 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 25 条(手続き等に関する料金の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する加入事務手数料等の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除または請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既に料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項規定に準じて取り扱います。
- 3 契約者は、第 13 条(本サービス種類の変更)を行った場合、加入事務手数料の支払いを要しません。

第 26 条(工事に関する料金の支払義務)

契約者は、本約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解約又は請求の取消し(以下この条において「解約等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既に料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解約等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 当社設備の分配、延長及びその他改良を必要とする場合には当社が定める基準によって別途工事費用を契約者に負担していただく場合があります。

第 27 条(利用料等の支払義務)

契約者は、契約する本サービスの内容に応じ、第 52 条(通信サービス利用料の支払義務)、第 78 条(放送サービス利用料の支払義務)に基づく利用料または使用料(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。

- 2 ケーブルプラス電話サービスの利用に係る利用料等は別に定めるケーブルプラス電話サービス利用規約に基づくものとします。

第 28 条(端数処理)

当社は、本約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額(消費税相当額を含みます)とします。ただし、損害金に相当するもの(消費税の課税対象になるものを除きます。)は、消費税相当額を加算しません。

- 2 料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。
- 3 実際の請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第 29 条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第 30 条(延滞処理)

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日に支払いがない場合で、翌月分とあわせて支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払いがない場合(当社が支払いを確認できない場合も含みます。)、当社が定める期日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第 31 条(施設の設置および費用負担)

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、契約者は契約者宅の最寄りの引込端子から契約者宅までの引込線の設置に要する費用を負担するものとします。

- 2 契約者は契約者施設(端末接続装置を除きます。)を所有し、契約者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、契約者は設置する使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
- 3 引込み線を設置するために自営柱、地下埋設設備等の特別施設を要する場合、契約者が所有しその設置に要する費用を負担するものとします。
- 4 当社施設の分配、延長及びその他改良を必要とする場合には当社が定めた基準によって別途工事費用を契約者に負担していただく場合があります。
- 5 集合住宅等の共聴施設により本サービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
- 6 当社が本約款に従って本サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行なうものとします。

第 32 条(端末接続装置の貸与)

当社は、契約者にサービスごとに STB、D-ONU、ホームゲートウェイ、ケーブルモデム、EMTA（以下「端末接続装置」といいます。）を貸与します。

- 2 契約者は、端末接続装置を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。
- 3 契約者は故意または過失により当社から貸与している端末接続装置を故障、破損させた場合、修理にかかる実費相当分を、また紛失および修理不能による場合、第 10 条(解約)第 5 項で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
- 4 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある端末接続装置の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。
- 5 当社が本約款に基づいて貸与する端末接続装置、および設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第 33 条(設置場所の無償使用等)

契約者は、当社または当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行なうため、契約者の所有または占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて、便宜を供与するものとします。

- 2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係者がいるときには予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

第 34 条(設置場所の変更)

契約者は、次の場合に限り引込み線および端末接続装置の設置場所を変更できるものとします。

- (1)変更先が同一敷地内の場合
- (2)変更先が、本サービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合
- 2 契約者は、前項の規定により引込み線および端末接続装置の設置場所を変更しようとする場合、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 契約者は、設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第 35 条(維持管理責任の範囲)

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、本サービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

- 2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

第 36 条(施設の故障等に伴う費用負担)

当社は、契約者から本サービスに異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者はその修復に要する費用(修復を伴わない場合は派遣に要した費用)の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

- 2 契約者は、契約者の故意または過失により当社施設(端末接続装置を含みます。)に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第 37 条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき、または料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 38 条(利用に係る契約者の義務)

当社は、本サービスの提供に必要な設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係者がいるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 2 契約者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した設備を移動し、取り外し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続、若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、当社が契約に基づき設置した設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 5 契約者は、前 4 項の規定に違反して設置した設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。
- 6 契約者は、本サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないこととします。
- 7 契約者は、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える行為を行わないこととします。

第 39 条(契約者に係る情報の取扱い)

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)および放送受信者等の個人情報保護に関する指針(平成 16 年総務省告示第 69 号)に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよび本約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

- 2 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者若しくは特定事業者及び本サービス提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。
- (1)契約者の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先、生年月日、契約同意者等に関する事項
 - (2)契約内容に関する事項
 - (3)利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、その他の料金請求・支払いに関する事項
 - (4)契約者の本サービス利用履歴に関する事項
- 3 当社は、前項に記載する契約者の個人情報に次の目的のために利用するものとします。
- (1)当社の本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、本サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、サービスの変更、終息、新サービスの提案、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
 - (2)契約者の本サービス利用履歴や操作記録に関する分析を行い、契約者が支障なく利用が継続できるように設備の保守等を行うため。
 - (3)前1号および前2号のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

第40条(反社会的勢力の排除)

- 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (1)自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6)自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者が前2項に違反した場合、当社は通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスの提供を停止し、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第10条(解約)規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、前項の規定により契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第41条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第42条(本約款の効力)

本約款のいずれかの条項が関係法令等の変更または新設により、無効または執行不能と判断された場合、かかる無効または執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。また、当社は本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第43条(営業区域)

本約款が適用される営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第44条(閲覧)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第45条(合意管轄)

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の営業区域を管轄する明石簡易裁判所または神戸地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第46条(準拠法)

本約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第47条(言語)

本約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもちません。

第48条(統計情報の取扱い)

当社は、契約者が本サービスおよび附帯サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。

- 2 前項に定める情報(個人を特定できる情報は含みません。)は、当社が統計・集計等を行い、当社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。
- 3 当社は、契約者の本サービス利用に関する統計情報(個人を特定できる情報は含みません。)を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。

第 49 条(通知)

当社から契約者への通知は、書面の交付、電子メールの発信またはホームページへの掲載等、当社が適切と判断する方法によるものとします。

- 前項の通知は、当社が当該通知を書面で発送した時点、電子メールを発信した時点、またはホームページに掲載した時点から効力を生じるものとします。

第 50 条(契約の有効期間)

契約の有効期間は、契約成立日から 1 年間とします。ただし、契約期間満了 10 日前までに当社、契約者いずれからも文書により何等かの意思表示がない場合には、引続き契約を自動延長するものとし以後も同様とします。

第 2 章 通信サービス

第 51 条(通信サービスの種類等)

通信サービスの加入契約には、料金表に規定する種類、品目等があります。

第 52 条(通信サービス利用料の支払義務)

契約者は当社が別に定める料金表に規定する利用料を、利用開始日の属する月の翌月から契約の解約または解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と契約の解約または解除があった月が同月である場合は 1 ヶ月とします。)当社に支払うものとします。

- 月の途中で契約の解約または解除があった場合でも利用料は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行わないものとします。

第 53 条(通信サービス利用料の支払義務の免除)

契約者の責めによらない理由により、通信サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合、かつそのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき、利用料の支払い義務を免除します。ただし、自然災害その他当社の責めに帰することのできない事由による場合、若しくは第 21 条(利用停止)、第 22 条(利用中止)、第 23 条(利用の制限)に該当する場合を除きます。

- 前項により、当社は当社が認知した時刻以後の利用ができなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)の支払義務を免除します。
- 当社は、自然災害の場合において、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲載する等の方法により、その旨を周知します。
- 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 当社は、通信サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第 54 条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
- 集合住宅等の通信サービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
- 当社がこの約款に従って通信サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社または当社の指定する業者が行うものとします。

第 55 条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を提出していただきます。

- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第 56 条(回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第 57 条(通信サービスの利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、通信サービスの全部または一部の利用を停止することがあります。

- (1)第 21 条(利用停止)第 1 項に該当する場合。
- (2)事業法または電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号、以下「事業法施行規則」といいます。)に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (3)事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (4)第 59 条(ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)第 2 項の規定に違反したとき。
- (5)契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場

合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

第 58 条(通信サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、あかし光ネットの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できなくなるようにすることをいいます。)を行います。

第 59 条(ドメイン名及びインターネットネットワークアドレスの特定等)

通信サービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、当社がこれを指定します。

2 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用して通信サービスを利用することはできません。

第 60 条(児童ポルノ画像のブロック)

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。また、その措置に伴い必要な限度で当該画像及び映像の流通と直接関係のない状況についても閲覧できない状態に置く場合があります。

2 当社は前項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 61 条(青少年にとって有害な情報の取扱いについて)

契約者は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第 2 条第 11 項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」といいます。)となる場合、同法第 21 条の努力義務について十分留意するものとします。

2 契約者は、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報の内、第 68 条(禁止事項)に規定する情報を除きます。以下この条において同じとします。)の発信が行われたことを知った場合または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

(1)18 歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知します。

(2)閲覧者に年齢を入力させる等の方法により 18 歳以上の者のみが当該情報を閲覧し得るシステムを整備します。

(3)青少年にとって有害な情報を削除します。

(4)青少年にとって有害な情報の URL をフィルタリング提供事業者に対して通知します。

3 当社は、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第 21 条の趣旨に則り、契約者に対して当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

5 前項の場合であっても当社は本条第 2 項各号の方法により、フィルタリングを行い青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を講ずることがあります。

第 62 条(連絡受付体制の整備について)

契約者は、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、次の各号に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

(1)サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。

(2)サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

2 前項各号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されることがあることに契約者は十分留意するものとします。

3 契約者はサービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

第 63 条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

第 64 条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第 65 条(設備の修理または復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に全部を修理し、または修復することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理または復旧します。この

場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社（政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または議論することを目的としてあまねく販売されており、発行部数が8,000部以上のもの）、放送事業者（放送法（昭和25年法律第132号）第2条23号に規定する基幹放送事業者、同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第25号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあつては、ラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含まず。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限りま）または通信社（新聞社または放送事業者にニュース（新聞社の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社をいいます。）の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第66条(契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 前項の確認に際して、契約者から要請があつた場合には、当社が指定する者が当社において別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後に、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第67条(免責)

当社は、契約者が通信サービスの利用に関して損害を被つた場合、第53条(通信サービス利用料の支払義務の免除)の規定および本条第5項によるほかは、何らの責任も負いません。

- 当社は、通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事に当たつて、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定める通信サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社はその改造等に要する費用の内、その変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 当社は、以下の各号に関して保障を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとします。
 - 通信サービスの完全性若しくは確実性、または特定目的への有効性及び適合性。
 - 契約者が通信サービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等。
 - 通信サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと。
 - 通信サービスが即時性をもって提供されること。
 - 通信サービスが当社の意図によらずに中断されないこと。
 - 当社が通信サービスに関連して契約者に提供する、試験サービスまたはこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥または瑕疵も生じないこと。
- 通信サービスを通じて行われる情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者のコンピューターへの損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。なお、契約者のコンピューターへの損害、データの消失等が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。
- 通信サービスに関連して契約者に発生した結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、第53条(通信サービス利用料の支払義務の免除)または前項に定める場合を除き、一切補償、賠償を行いません。

第 68 条(禁止事項)

契約者は、通信サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為を行わないこととします。

- (1) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそれに結びつくおそれのある情報や、他者を不当に誹謗中傷、侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者として掲載等させることを助長する行為
- (2) 当社を含む他者の権利、知的財産権(特許権、実用新案、商標権、著作権等をいいます。)その他の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為
- (3) 当社を含む他者を誹謗中傷する行為等、または当社を含む第三者に不利益を与える行為、他者への不当な差別、若しくは差別を助長し、その名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 当社の通信サービスの信用を毀損する行為、または毀損するおそれのある行為
- (5) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話等の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (7) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声若しくは文書等を送信または表示させる行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは文書を記載、掲載する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくは連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9) 当社を含む他者の設備(電気通信設備およびコンピューター等をいいます。)に蓄積された情報(ソフトウェアを含みます。)を不正に書き換え、または消去、破壊、および不正にアクセスする行為、またはこれらを助長する行為
- (10) 他者になりすまして通信サービスを利用する行為
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為、およびコンピュータープログラムを不正に利用することで他のインターネット利用者のセキュリティを脅かす行為
- (12) 当社を含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為およびそれを行うツールの使用や配布する行為
- (13) ネットワーク調査ツールの使用や配布する行為
- (14) 当社および他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為
- (15) 無断で他者に広告、宣伝、若しくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為若しくは助長する目的でリンクを貼る行為
- (19) 当社若しくは他者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
- (20) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品をいいます。)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (21) 違法行為(けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等をいいます。)を請負、仲介または誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
- (22) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を誘引する行為
- (23) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸与の広告を行う行為
- (24) 前 23 号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為
- (25) 本約款に違反する行為
- (26) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる行為またはそのおそれのある行為
- (27) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (28) その他、当社が公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為

第 69 条(通信サービス利用に係る契約者の義務)

契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

- 2 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等(サービスを同時に複数の自営端末設備または自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含みます。)を取り付けないこととします。
- 3 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、通信サービスとサービス用設備(第三者へサービスを提供するための通信設備、コンピューター、その他の機器およびソフトウェアをいいます。)を接続しないものとし、かつ通信サービスの全部または一部を第三者へ提供しないものとします。

第 70 条(契約者の関係者による利用)

当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の通信サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該契約者は当該関係者に対しても契約者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。

- 2 前項の場合、契約者は当該関係者が第 68 条(禁止事項)各号の定める禁止事項のいずれかを行い、またはその故意または重過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該契約者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

第 71 条(情報等の削除等)

当社は、契約者による通信サービスの利用が第 68 条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、該当利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由でサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置

のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第 68 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2)他者との間でクレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3)契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4)事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部若しくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- 2 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
 - 3 当社が、何等かの理由によって本条第 1 項各号の措置を取らなかった場合でも、当社は当該措置を行う権利を放棄したのではなく、何時でも当該措置を遂行することができるものとします。
 - 4 当社は、本条第 1 項の措置によって契約者に損害が生じたとしても何等責任を負わないものとします。

第 72 条(検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備または自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、自営端末設備または自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は身分証明書等を提示します。
- 3 本条第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備または自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外していただきます。

第 73 条(注意喚起)

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下この条において同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 74 条(ID およびパスワードの管理責任)

契約者は、自己の ID(当社が付与するログイン名、メールアドレス名をいいます。)およびこれに対応するパスワード(以下「認証情報」といいます。)の使用および管理について全ての責任を負うものとします。また、認証情報を他者に開示し利用させ、若しくは貸与、譲渡、売買、質入または公開等を行うことはできないものとします。

- 2 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
- 3 契約者は、本条第 1 項に規定する責任を怠り、第三者が契約者の認証情報を使用し、通信サービスを利用した場合、当該第三者の通信サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。また、契約者の責に帰すべき事由によって認証情報が不正に利用され、その結果当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。
- 4 契約者は、認証情報が他者に知られた場合、または他者に不正に利用されている疑いのある場合、登録情報に変更が生じた場合、当社へ速やかにその旨を通知するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当該通知を行わなかったことで契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 契約者は、通信サービスの利用および利用結果について自ら一切の責任を負うものとし、万一契約者の通信サービスの利用に起因して他者とトラブルが生じた場合、または当該トラブルに関連して他者から当社に対して何らかの請求がなされ、或いは訴訟が提起された場合には、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決し、当社に一切迷惑をかけないものとします。

第 75 条(通信の秘密)

当社は、事業法第 4 条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条に基づく強制的処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

第 76 条(著作権および知的財産権)

通信サービスを構成する全てのシステム、プログラムおよびソフトウェア、または通信サービスに含まれる全てのコンテンツ、広告、その他サービスに関連して提供される素材(以下「著作物」といいます。)の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権(商標権、特許権、実用新案権、およびこれらを出願する権利をいいます。)、不正競争防止法上の営業秘密、その他の知的財産権(以下「著作権等」といいます。)は、当社または当社にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、通信サービスを利用するにあたり、当社または権利者の事前の書面または電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製若しくは改変したり、または解析(リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等をいいます。)をしてはならないものとします。

第 3 章 放送サービス

第 77 条(放送サービスの種類等)

当社は契約者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。なお、加入契約の種別により提供する番組は異なります。

(1)基本番組サービス

基本番組サービスには、以下の種類があります。

(ア) 再放送サービス

地上基幹放送(放送法第 2 条に定める地上基幹放送)の同時再放送サービス(放送法第 140 条に定める地上基幹放送の同時再放送)および当社が定めるデータ放送サービスをいいます。

(イ) BS デジタル放送および CS デジタル放送等

放送法第 2 条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスをいいます。

(ウ) 自主放送

当社による放送サービスをいいます。

(2)有料番組サービス (オプションサービス)

基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービスをいいます。

2 契約者は、同一サービスについては複数台契約を申込みすることができます。

3 当社は、以下のサービス種別を契約者に提供します。

サービス名	分類	特記事項
① あかし光テレビプレミアム	当社があかし光を用いて提供する基本番組サービス	
② あかし光テレビベーシック	①のうち、一部の番組の提供を制限したサービス	
③ あかし光テレビライト	②のうち、一部の番組の提供を制限したサービス	あかし光ネット加入契約時のみ提供
④ プレミアム	当社が同軸ケーブルを用いて提供する基本番組サービス	
⑤ ベーシック	④のうち、一部の番組の提供を制限したサービス	
⑥ デジタルライト	⑤のうち、一部の番組の提供を制限したサービス	
⑦ その他サービス	当社が別途定めるその他のサービス	

第 78 条(放送サービス利用料の支払義務)

契約者は当社が別に定める料金表に規定する基本番組サービス利用料(録画機能等の付帯サービスを含みます。)を支払うものとします。

2 前項の利用料は、利用開始日の属する月の翌月から契約の解約または解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と契約の解約または解除があった月が同月である場合は 1 ヶ月とします。)当社に支払うものとします。

3 有料番組サービス(オプションサービス)の利用料の支払いは番組ごとに異なり、利用開始日の属する月の翌月から契約の解約または解除があった日の属する月までの期間、または利用開始日の属する月から契約の解約または解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と契約の解約または解除があった月が同月である場合は 1 ヶ月とします。)とします。

4 月の途中で契約の解約または解除があった場合でも利用料は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行わないものとします。

5 日本放送協会(NHK)が定める放送受信料(衛星放送受信料等を含みます。)、株式会社WOWOWまたはその他有料放送の加入料と利用料は、当社が設定した利用料には含まれておらず、当該受信契約に関して発生する問題について、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第 79 条(放送サービス利用料の支払義務の免除)

当社が、第 77 条(放送サービスの種類等)に定めるサービスのうち、契約者が契約している放送サービスの全てにつき、月のうち継続して 10 日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は免除するものとします。ただし、自然災害その他当社の責めに帰することのできない事由による場合、第 21 条(利用停止)、第 22 条(利用中止)、第 23 条(利用の制限)に該当する場合を除きます。

2 当社は、自然災害の場合において、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

3 当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 80 条(複数の端末接続装置の使用)

当社は放送サービスの 1 台目の S T B(以下「主契約の STB」といいます。)を契約する契約者に限り、2 台目以降複数台の STB を追加契約(以下「追加契約の S T B」といいます。)ができるものとします。

2 追加契約の STB の加入契約は第 5 条(加入契約の成立)によるものとします。

3 契約者は追加契約の STB の設置に要した費用を負担するものとします。

4 追加契約の S T B の利用料は、複数台割引を適用し、料金表に定める利用料とします。

5 契約者は、主契約の STB と同様に追加契約の STB を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。

6 追加契約の STB の解約は第 10 条(解約)によるものとします。

第 81 条(放送サービスの情報提供)

当社は、放送サービスの内容および放送時間を、原則として EPG により提供するものとします。ただし、EPG により提供される内容および放送時間は、変更される場合があります。

2 当社は、EPG の内容および放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第 82 条(放送サービスの一時中断、放送内容の変更)

当社は、当社施設の維持管理の必要上、やむを得ず放送サービスの提供を一時中断することがあります。この場合、当社は事前に契約者にその旨を通知しますが、緊急やむを得ない場合は通知しないことがあります。なお、一時中断によっておこる損害の賠償には応じません。

2 当社は、都合により、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第 83 条(B-CAS カードの取扱い)

S T Bに挿入される B-CAS カードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第 84 条(C-CAS カードの貸与)

当社は、放送サービスの提供に必要な場合 STB1 台につき、1 枚の C-CAS カードを貸与します。

2 C-CAS カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は第 10 条(解約)第 1 項または第 21 条(利用停止) 第 1 項の規定により自ら解約し、または当社によって解除されるまでの間、STB に常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理しなければなりません。

3 契約者の責めによらない C-CAS カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および、当社の判断による場合は、当社は C-CAS カードを交換することがあります。

4 契約者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。

5 契約者は、次の各号に定める行為を行なうことはできません。

(1)C-CAS カードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること

(2)C-CAS カードを日本国外に輸出または持ち出すこと

第 85 条(C-CAS カードの紛失等)

契約者は、C-CAS カードを紛失、または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出ていただきます。

2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C-CAS カードを無効とします。

第 86 条(C-CAS カードの再発行)

当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、契約者は別に定める C-CAS カード再発行手数料を支払わなければなりません。

第 87 条(C-CAS カードの返却)

契約者は、第 10 条(解約) 第 1 項または第 21 条(利用停止) 第 1 項の規定により自ら解約し、または当社によって解除された場合は、当社に対し C-CAS カードを直ちに返却しなければなりません。

第 88 条(放送サービス利用に関する禁止事項)

契約者は、有償・無償を問わず、当社が提供する放送サービスによって提供を受けた映像その他のコンテンツまたはその複製を第三者に再提供してはなりません。

2 契約者は、加入契約に定める台数を越える端末接続装置を接続することができません。違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づく放送サービスの提供の始期に遡り、契約したものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

3 放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、本来の利用目的以外で、当社の機器等を使用することはできません。

第 89 条(免責事項)

当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

(1)天災地変その他当社の責に帰さない事由等により放送サービスの提供の中止を余儀なくされた場合

(2)当社の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部の画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合

(3)当社の責に帰さない事由等により機器等が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合

(4)落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設およびテレビ受信機等が損傷した場合

(5)録画機能付き S T Bの利用について、録画、再生機能の不具合および録画物等(録画機能付き S T Bに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。)の消失、破損等が生じた場合、また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合

付則 (1)当社は特に必要がある時は、約款に特約を付することができるものとします

(2)本約款は令和 2 年 1 月 1 日より施行とします。

(3)本約款は令和 2 年 4 月 1 日より施行とします。

(4)本約款は令和 2 年 8 月 1 日より施行とします。

【ケーブルプラス電話サービス利用規約】

第1条(規約の適用)

このケーブルプラス電話サービス利用規約（以下「規約」といいます。）は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が規定するケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「KDDI 約款」といいます。）、株式会社明石ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）が規定する明石ケーブルテレビ契約約款（以下「ACTV 約款」といいます。）を承諾し、KDDI より当社を介して KDDI 約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）の提供を受ける者（以下「契約者」といいます。）との間における当社の端末設備の提供および所定の工事（以下あわせて「本電話サービス」といいます。）を行うことについて適用されます。

- 2 当社及び KDDI がホームページ、その他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り ACTV 約款第 3 条で定義するとおりとします。

第2条(規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 本規約を変更する場合、当社は契約者に対して、ACTV 約款に定める方法により通知します。

第3条(加入契約の成立)

本電話サービスの加入契約は、加入申込者（本電話サービスを利用しようとする者）が予め ACTV 約款および本規約を承認し ACTV 約款に定める方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

- 2 当社は前項に基づく申し込みがあったときは、KDDI が受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1)加入申込者と KDDI の間において電話サービスに係る契約が締結されていないとき
- (2)KDDI 約款の規定に反する場合
- (3)ACTV 約款第 5 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合
- (4)本規約の規定に反する行為を行ったとき
- (5)前 3 号のいずれかに該当するおそれがあると当社が認めるとき

第4条(解約)

契約者は本電話サービスの加入契約を解約する場合、ACTV 約款第 10 条（解約）第 1 項に定める方法により当社に申し出るものとします。

- 2 当社は前項に基づく申し出があったときは、ACTV 約款に基づき取扱います。
- 3 契約者と KDDI の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に当社との加入契約も終了するものとします。
- 4 当社は契約者が ACTV 約款および本規約の規定に反する行為を行ったとき、または反するおそれがあるときは ACTV 約款に基づき加入契約を解約する場合があります。

第5条(本電話サービスの内容)

本電話サービスの内容は、次の通りとします。

(1)端末接続装置貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる ACTV 約款第 32 条（端末接続装置の貸与）で定める端末接続装置を契約者に貸与するサービスをいいます。

(2)工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、端末接続装置の設置に係る工事及び保守等の一部を行うサービスをいいます。

第6条(設備の設置等)

契約者は、電話サービスへの加入申込みを行ったことをもって、当社が本電話サービスの利用に必要な設備の設置を実施することに同意したものとします。

- 2 本電話サービスの利用に必要な設備の設置に必要な工事の施工は、ACTV 約款第 31 条(施設の設置および費用負担)、第 32 条(端末接続装置の貸与)、第 33 条(設置場所の無償使用等)に定める事項に基づき当社または当社の指定する業者が行うものとします。
- 3 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 4 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
- 5 集合住宅等の本電話サービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。
- 6 当社、および契約者は本電話サービスの利用に必要な設備は ACTV 約款に定めるところにより維持管理するものとします。

第7条(料金等の支払義務)

契約者は KDDI 約款の規定により KDDI より当社が譲り受けた債権（KDDI 約款の規定により支払いを要することになった料金その他債務に関わる債権をいいます。）の額に相当する費用、ACTV 約款に定める本電話サービス利用料、本電話サービスの利用に必要な設備の設置費用、手続きに要する費用等（以下あわせて「本電話サービス利用料等」といいます。）を当社に支払うこととします。またこの場合、当社及び KDDI が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することに承諾したものとします。

第8条(本電話サービス利用料等の支払義務の免除)

契約者の責めによらない理由により、本電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合、かつそのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき、本電話サービス利用料等の支払義務を免除します。ただし、自然災害その他当社の責めに帰することのできない事由による場合、若しくはACTV約款第21条（利用停止）、第22条（利用中止）、第23条（利用の制限）に該当する場合を除きます。

- 2 前項により、当社は当社が認知した時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)の支払義務を免除します。
- 3 当社は、自然災害の場合において、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた本電話サービス利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 当社は、本電話サービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとしします。

第9条(契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が指定する者が当社において別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10条(免責)

当社は、契約者が本電話サービスの利用に関して損害を被った場合、本規約第5条(本電話サービス利用料等の支払義務の免除)の規定および本条第5項による他は、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、本電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、または復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この規約等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定める技術的条件の設定または変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社はその改造等に要する費用の内、その変更した規定に係わる部分に限り負担します。
- 4 当社は、以下の各号に関して保障を行わず、これに起因する契約者の損害について一切の責任を負わないものとしします。
 - (1)本電話サービスの完全性若しくは確実性、または特定目的への有効性及び適合性。
 - (2)契約者が本電話サービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等。
 - (3)本電話サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと。
 - (4)本電話サービスが即時性をもって提供されること。
 - (5)本電話サービスが当社の意図によらずに中断されないこと。
 - (6)当社が本電話サービスに関連して契約者に提供する、試験サービスまたはこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥または瑕疵も生じないこと。
- 5 本電話サービスを通じて行われる情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者への損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとしします。なお、契約者への損害、データの消失等が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。
- 6 本電話サービスに関連して契約者に発生した結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、本規約第5条(本電話サービス利用料等の支払義務の免除)または前項に定める場合を除き、一切補償、賠償を行いません。

第11条(本電話サービス利用に係る契約者の義務)

契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととしします。

- 2 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等(サービスを同時に複数の自営端末設備または自営電気通信設備で利用できるようにする設備を含みます。)を取り付けないこととしします。
- 3 契約者は、当社が特に認めた場合を除き、本電話サービスと本電話サービス用設備(第三者へ本電話サービスを提供するための通信設備、コンピューター、その他の機器およびソフトウェアをいいます。)を接続しないものとし、かつ本電話サービスの全部または一部を第三者へ提供しないものとしします。

第12条(通信の秘密)

当社は、事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条に基づく強制的処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしします。

第13条(本規約に定めのない事項等)

本規約に定めのない事項はACTV約款に準拠し取扱うものとします。

- 付則 (1)当社は特に必要がある時は、規約に特約を付することができるものとします
(2)本規約は令和2年1月1日より施行とします。
(3)本規約は令和2年4月1日より施行とします。
(4)本規約は令和2年8月1日より施行とします。

【料金表】

※表記金額は全て税込価格です。記載の税込価格は税率 10%に基づく金額です。

(あかし光)

■加入事務手数料

項目	金額
新規加入	5,500円
サービス移行 (同軸サービスからの移行)	11,000円

※同軸サービスとは、同軸ケーブルを用いた当社設備からサービス提供を受けていることをいいます。

■ケーブルプラス電話事務手数料

項目	金額
新規加入	3,300円

■標準工事費

項目	金額
引込工事費	38,500円
宅内工事費	33,000円
その他工事	実費

■利用料

【あかし光ネット】

(月額利用料)

サービス名称	月額利用料
あかし光ネット1G (通信速度:下り・上り最大1Gbps)	5,500円
あかし光ネット300M (通信速度:下り・上り最大300Mbps)	5,060円

【あかし光テレビ】

(月額利用料)

サービス名称	月額利用料
あかし光テレビプレミアム	6,270円
あかし光テレビプレミアム (2台目以降)	3,300円
あかし光テレビベーシック	5,500円
あかし光テレビベーシック (2台目以降)	2,750円
あかし光テレビライト	1,100円

※あかし光テレビライトのご利用はあかし光ネットの契約が必要となります。

【ケーブルプラス電話】

サービス名称	月額利用料
ケーブルプラス電話	1,463円

■違約金

違約金は最低利用期間 (課金開始から24ヶ月) でサービスを解約する場合に必要となります。

(あかし光ネット)

項目	金額
あかし光ネット違約金	19,800円
追加) あかし光テレビ違約金	10,000円
追加) ケーブルプラス電話違約金	10,000円
撤去料 ※部分解約時にも必要	11,000円

(あかし光テレビ)

項目	金額
あかし光テレビ違約金	19,800円
追加) ケーブルプラス電話違約金	10,000円
撤去料 ※部分解約時にも必要	11,000円

(同軸サービス) ※同軸ケーブルを用いたサービス提供となります。

■加入事務手数料

項目	金額
新規加入	22,000円

■ケーブルプラス電話事務手数料

項目	金額
新規加入	3,300円

■標準工事費

項目	金額
引込工事費	23,100円
宅内工事費	16,500円
その他工事	実費

■利用料

【テレビ】

(月額利用料)

サービス名称	月額利用料
プレミアム	5,720円
プレミアム (2台目以降)	3,300円
ベーシック	5,170円
ベーシック (2台目以降)	2,750円
デジタルライト	3,080円

【インターネット】

(月額利用料)

サービス名称	月額利用料
ZAQ NET 120 通信速度：下り120Mbps・上り5Mbps	5,374円
ZAQ NET 30 通信速度：下り30Mbps・上り1Mbps	5,060円
ZAQ NET 10 通信速度：下り10Mbps・上り1Mbps	4,620円
集合 特別 120 通信速度：下り120Mbps・上り5Mbps	3,190円
集合 特別 30 通信速度：下り30Mbps・上り1Mbps	2,860円

【ケーブルプラス電話】

サービス名称	月額利用料
ケーブルプラス電話	1,463円

■違約金

違約金は最低利用期間(課金開始から24ヶ月)でサービスを解約する場合に必要となります。

項目	金額
テレビ違約金	19,800円
インターネット違約金	10,000円
ケーブルプラス電話違約金	10,000円
撤去料 ※部分解約時にも必要	11,000円

(共通料金)

■オプションチャンネル利用料

チャンネル名	月額利用料
WOWOWプライム,ライブ,シネマ	2,530円
スターチャンネル1,2,3	2,530円
衛星劇場	2,095円
グリーンチャンネル	1,320円
東映チャンネル	1,650円
J sports 4	1,430円
KNTV	3,300円

■放送サービス付帯サービス利用料

名称	月額利用料
HDD付STB利用料	1,100円
ブルーレイ付STB利用料	2,200円
4Kチューナー内蔵STB利用料（あかし光のみ申込可）	990円
HDD付4Kチューナー内蔵STB利用料（あかし光のみ申込可）	1,650円
月間番組案内誌（ミルマガ）	210円

■通信サービス付帯サービス利用料

名称	月額利用料
グローバルアドレス追加（1個）	1,100円
ホームページディスク容量追加（100MB追加毎）	330円

■その他料金

項目	金額
サービス変更手数料	3,300円/回
通信サービス休止料	550円/月
放送サービス休止料（あかし光）	550円/月
放送サービス休止料（同軸サービス）	1,100円/月
引込み線撤去	11,000円/本
引込み線の再引込工事（あかし光）	38,500円/本
引込み線の再引込工事（同軸サービス）	23,100円/本
STBリモコン	3,300円/個
C-CAS再発行	2,200円/枚
出勤基本料金	2,200円/回

■機器損害金

項目	金額
STB	36,300円
HDD付STB	61,600円
ブルーレイ付STB	83,600円
4Kチューナー内蔵STB	48,400円
HDD付4Kチューナー内蔵STB	62,700円
D-ONU（あかし光ネット用端末接続装置）	7,700円
ケーブルモデム（インターネット用端末接続装置）	11,000円
ホームゲートウェイ（あかし光電話用端末接続装置）	12,100円
EMTA（電話用端末接続装置）	11,000円

(メモ)